狂犬病予防定期集合注射通知はがきの作製業務委託仕様書

１　委託業務名　狂犬病予防定期集合注射通知はがきの作製業務

２　履行期間　令和５年１月１２日（水）から令和５年３月６日（月）まで

３　納入場所　千葉市動物保護指導センター（千葉市稲毛区宮野木町４４５－１）

４　委託内容
（１）狂犬病予防定期集合注射通知はがきのレイアウト印刷
（２）狂犬病予防定期集合注射通知はがきの固有データ印字
（３）狂犬病予防定期集合注射通知はがきの圧着加工

５　契約方法
上記４（１）は総価契約、上記４（２）及び（３）は単価契約

６　委託業務の仕様
（１）狂犬病予防定期集合注射通知はがきのレイアウト印刷
ア　はがきの仕様
（ア）用紙　３つ折り６面タイプ
ⅰ　色：白
ⅱ　サイズ：横１３インチ×縦６インチ（330.2㎜×152.4㎜）
ⅲ　厚さ：１１０ｋｇ相当（圧着後、１枚につき６ｇ以下であること）
ⅳ　紙質：ボールペン及び鉛筆での加筆が可能なもの
（イ）印刷の色　表２色×裏２色（黒・青）
（ウ）カット　コーナーカット有
（エ）切取り線　折り目に縦ミシン２本
（オ）ハガキ宛先面に「郵便はがき」と記載すること
イ　成果物　レイアウト印刷された狂犬病予防定期集合注射通知はがき
ウ　数量　４６，０００部
（２）狂犬病予防定期集合注射通知はがきの固有データ印字
ア　印字
（ア）色　１色（黒）
（イ）フォント　印字欄に収まりかつ見えやすい大きさ
（ウ）バーコード　宛先住所のバーコードを受託者が作成のうえ宛名下に記載

（エ）印字内容

宛先（バーコードを含む）、登録番号、種類、性別、よび名、生年月日、毛色、所有者、所有者の住所、電話番号、犬の所在地

イ　成果物　固有データが印字された狂犬病予防定期集合注射通知はがき

ウ　予定数量　４６，０００部

（令和５年２月１日（水）時点での千葉市動物保護指導センターが抽出した登録件数）

エ　備考

（３）印字にあたっては、千葉市動物保護指導センターが電子情報を貸与した後、常用外漢字が印字可能か否か及び文字数が長い情報等が枠内に印字できるかの確認を事前に行い、電子情報の項目別に印刷見本を２パターン以上提示すること。印字不可能の場合はその対応について協議することとする。

（４）狂犬病予防定期集合注射通知はがきの圧着加工

ア　圧着方法　Ｚ型圧着加工

イ　成果物　圧着された狂犬病予防定期集合注射通知はがき

ウ　予定数量　４６，０００部（固有データが印字されたはがきのみ）

エ　備考

圧着の強度について、圧着度を段階的に変えた異なる３パターン以上、各３枚以上の圧着はがき見本を千葉市動物保護センターに提出し、確認を受けること。また、開封時に容易にミシン線が切れないようにすること。

（４）その他

ア　業務スケジュール

（ア）契約締結後５日以内に本業務のスケジュールを千葉市動物保護指導センターに提出し、承認を得ること。

（イ）スケジュールの内容については校正２回以上、千葉市動物保護指導センター職員の提供物の受取日、常用外漢字等の対応の協議、圧着の強度の確認、上記６（３）イの成果物の納期限を明記すること。

イ　校正

校正は、狂犬病予防定期集合注射通知はがきのレイアウト印刷前及び狂犬病予防定期集合注射通知はがきの固有データ印字前の２回以上行うこととし、その都度圧着はがき見本を千葉市動物保護指導センターに提出し、確認を受けること。

ウ　千葉市動物保護指導センターからの提供物

（ア）契約の締結後、はがき原稿のレイアウトの電子情報を受託者へ提供する。なお、電子情報はワード及びエクセルファイルをCD-Rにて提供する

（イ）令和５年２月１３日（月）までに固有データの電子情報を受託者へ提供する。なお、電子情報はテキストファイルをCD-Rにて提供する。

（ウ） 提供場所　千葉市動物保護指導センター

（エ）固有データの受け渡しの手順

ⅰ　千葉市が作成したデータ送付書の搬送者欄に、受領印の押印または搬送者が署名をし、千葉市保管分を千葉市動物保護指導センターへ渡す。

ⅱ　搬送者は、直ちに、受け取った電子情報を受託者にて用意した鍵付きカバンに格納する。

（オ）受け渡しに伴う搬送体制

ⅰ　当該搬送は、搬送者が受託者車両で行い、受け渡し場所と受託者事業所間を直行直帰すること。

ⅱ　当該搬送に使用する車両は、車外から容易に荷物室内が視認できぬよう措置を講ずること。また、搬送中は必ず荷物室ドアを施錠すること。

ⅲ　搬送に際しては、盗難及び紛失のないよう最善の注意を払うとともに、交通法規及びその他の法令を遵守すること。

エ　見本

別添のとおり。（昨年度作製はがき（固有データ印字・圧着加工は未処理））

7　その他

（１）委託業務の実施にあたって不明な点は、千葉市動物保護指導センターの指示を受けるものとする。

（２）成果物は段ボール等に小分けに収納し、収納したはがきの登録番号及び枚数がわかるように段ボール等の表面に明示する。

（３）成果物の納期限は、令和５年３月６日（月）午後１時までとすること。